

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱

制定 令和 3年 5月18日環境局長決裁

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条に規定された地方公共団体実行計画として策定した「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）について、第3条に掲げる者から意見を聴取するため、「熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会において意見聴取等をする事項)

第2条 協議会においては、次の各号に掲げる事項について、委員から意見を聴取し、又は委員との意見交換を行うものとする。

- (1) 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量の削減目標に関すること。
- (2) 温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた方針や具体的な対策に関すること。
- (3) 住民や事業者、関係行政機関等との連携策に関すること。
- (4) 実行計画の推進体制や進行管理、評価、公表の方法に関すること。
- (5) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者

(委員への謝礼金の支払)

第4条 協議会の委員には、出席1回当たり10,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として協議会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、議事を整理するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、選定の日から当該選定の日属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会には、熊本連携中枢都市圏を構成する市町村（菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び山都町）の職員の出席を求めるものとする。

- 2 議事について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(協議会の公開)

第8条 協議会は、公開により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず協議会を行うことができる。
 - (1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について意見聴取等をする場合
 - (2) 公開することにより出席者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合
 - (3) 公開することにより出席者からの率直な意見の表明や出席者との率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合
 - (4) その他市長が特に必要と認める場合

3 協議会の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録の公表)

第9条 協議会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、市ホームページで公表するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 会議次第
- (3) 議題及び聴取した意見等の要旨

2 会議録は、会議に出席した委員の承認を得るものとする。

3 前条第2項の規定により公開によらず協議会を開催したときは、その公開しなかった理由を勘案の上、第1項第6号に掲げる事項の内容の全部又は一部を会議録に記載しないことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、熊本市環境局環境推進部環境政策課温暖化・エネルギー対策室において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3年 5月18日から施行する。